

「若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」についての意見要旨

1 若年受刑者に対する処遇原則の明確化

- 若年受刑者の処遇原則を明文化することは，理論的にも実務的にも重要。若年受刑者は成長段階にあり，可塑性に富み，心身が不安定であるなどの特性があるので，その特性を踏まえた処遇を行うことが，再犯防止の取組としても必要かつ効果的。現場の人的・物的資源を若年受刑者に対する処遇に優先的・重点的に投入しやすくもなるのではないか。
- 若く，可塑性に富み，特別なケアを要する者に対してどのような処遇を行うのか，実務の経験も踏まえて，処遇原則として明確化することが必要。
- 若年であること以外の特性，例えば，高齢，障害の有無，性別等に応じた処遇についての処遇原則を設けることも検討が必要。

2 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲

- 現在少年刑務所で少年受刑者に対して行われている処遇内容や少年院で行われている取組を，若年受刑者に対する処遇にも活用すべき。
- 少年院では，法務教官等によって，対象者に応じた専門的な処遇がきめ細かく行われており，このような教育的な処遇が有用である場合には，刑事施設である少年刑務所においても，少年院と同様の処遇を実施することが望ましい。
- 現在の16歳未満の少年受刑者を対象とした少年院で刑の執行をする制度を参考として，一定の年齢の成人受刑者を含めた少年院受刑の制度を導入することが考えられるが，平成12年の少年法改正経緯等も踏まえつつ，受刑者を少年院で処遇することの当否，少年院で刑を執行する際の年齢の上限，少年院で刑を執行する対象者の選定基準・方法等の検討が必要。
- 少年院は，小規模で，個々の対象者に応じたオーダーメイドの処遇が行われており，若年受刑者の有する問題性や処遇効果を踏まえて，例えば障害を有する者などについて，少年院で刑を執行することも考えられるのではないか。
- 少年院受刑を拡大することには問題がある。16歳未満を対象とした現行制度は，義務教育年齢であることに鑑みて設けられたのではないか。受刑者と保護処分対象者を混在させるべきではなく，また，成人に対し，少年に対する保護処分と全く同じような処遇を行うことは過度の介入となるのではないか。